

さいたま市行政情報発信用 Instagram 運用方針

1 目的

さいたま市公式 Instagram アカウント（以下、「当アカウント」という。）で、さいたま市の暮らしの情報やイベント、施策を発信することで、市民を始め広く多くの方が市政情報に触れる機会を増やすことを目的とします。

2 アカウント名

アカウント名は、「@saitamanote_official」とします。

3 発信主体及び管理者

当アカウントの発信主体は、市長公室秘書広報部広報課とし、管理者は、市長公室秘書広報部広報課長とします。

4 発信時間

月～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとします。
ただし、管理者が必要と判断した場合はその限りではありません。

5 発信内容

市の取り組みや情報、イベントなどの暮らしに役立つ情報を主に発信します。その他、管理者が必要と判断したものについても発信します。

6 投稿等への回答

当アカウントへのコメントについては、個別対応は原則行わないものとします。

7 禁止事項

当アカウントの運用にあたり、以下のような内容のコメントはご遠慮ください。ユーザーによるコメント内容が下記事項に該当すると判断した場合は、発言者に断りなく、コメントの全部又は一部を削除することができます。

1. 特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷する内容
2. さいたま市を含む他者になりますなど、虚偽や事実と異なる内容
3. 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
4. さいたま市又は第三者の知的財産権（著作権、商標権、肖像権等の権利）を侵害する恐れのある内容
5. 法律、法令等に違反している又は違反する恐れがある内容
6. 公の秩序又は善良の風俗に反する内容

7. 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関する内容
8. 有害なプログラム
9. わいせつな表現などを含む不適切な内容
10. Instagram 利用規約に反する内容
11. その他、当アカウントの運営上、他人に不利益を与えるなど、管理者が不適当と判断した内容

8 知的財産権

- (1) 当アカウントに掲載する個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権等全ての権利）は、さいたま市もしくはさいたま市以外の原著作者等に帰属します。
- (2) 当アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできないものとします。

9 免責事項

- (1) さいたま市は、当アカウントに掲載する情報の正確性には万全を期していますが、当アカウントの情報を用いて、利用者が行う一切の行為について、さいたま市はいかなる責任も負いません。
- (2) さいたま市は、当アカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) さいたま市は、利用者により投稿されたコメント等について一切の責任を負いません。
- (4) さいたま市は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルによって利用者または第三者に生じいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (5) さいたま市は、上記免責事項の他、当アカウントに関連する事項に起因または関連して生じいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (6) さいたま市は、当運用方針を、予告なく変更する場合があります。
- (7) さいたま市は、予告なく当アカウントを停止・終了する場合があります。

10 その他

予告なく、運用方針の変更や運用方法の見直し、または運用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントの削除をする場合があります。

11 適用

この運用方針は、令和7年12月17日から適用する。